

2005年3月15日

いのち・健康を守る労働者保護措置を大幅に後退させる 労働安全衛生法等「改正案」に反対する行動を強めよう

働くもののいのちと健康を守る全国センター第1回四役会議

3月4日、政府は「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」（以下法案）を国会に上程しました。この法案の持つ危険な内容は2月14日付の事務局談話で指摘しましたが、大きな問題点は以下の4点です。

第一は、産業医の面接指導を法案に盛り込み、その要件として「本人の申し出」「時間外労働100時間」を厚生労働省令として定めるとしていますが、2002年の「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（通達）で示された「月45時間を超える時間外労働をさせた場合に事業者は労働者の健康管理について産業医等による助言指導を受けること」、「1か月100時間、2か月から6か月間で1か月平均80時間を超えて時間外労働を行わせた場合に事業者は当該労働者に産業医等の面接指導を受けさせること」という内容から、大きく後退する道を開いたことです。

第二の問題は時短促進法を事実上廃止して「総実労働時間年間1800時間」の政府目標の放棄し、労働時間の設定を「労使の自主性」にまかせるなど、過労死・過労自殺を予防するため実効ある労働時間規制、残業規制を求める私たちの要求を真っ向から否定していることです。

第三は、続発する重大災害を予防する法案となっていないことです。労働安全衛生マネージメントシステムを導入した場合機械等の設置についての事前届け出義務を免除する、製造業などにおける複数事業者による事業の元方事業者の責任を「連絡調整」のみとするなど、重大災害を防止する対策とはいえない内容となっていることです。また労災隠しを助長する労災保険料のメリット制の拡大も事業主の安全配慮義務をゆがめる許せない内容です。

第四は、労働安全衛生法、時短促進法など四つの法案が一括提案されていることです。一つ一つ慎重に審議し議決すべき法案を一つにまとめ、通勤災害補償などの部分的な改善と引き替えに労働者保護法制を大きく後退させる内容を通そうとする政府のやり方は許せるものではありません。

私たちに、日本経団連など財界の要求を強く反映した上記のような改悪に反対し、過労死・過労自殺の予防に実効ある残業規制を法案に盛り込むこと、医師の面接指導については少なくとも45時間以上の残業で行えるようにすることなど要求し、積極的にたたかうことが求められています。

国会での審議入りは予断は許しません、連休前から考えられています。すでに全労連、全教からは談話・声明が発表され、新聞労連、建交労などが厚労省に申し入れをし、全国センターと全労連は、過労死を考える家族の会の人たちも参加をよびかけ16日に議員要請行動、厚労省担当官を呼んでの法案説明会を持ちます。また東京、京都センター、北九州労健連などが学習会を持ち、山梨が労働局に申し入れをし、北海道、京都などでも準備がされています。日本労働弁護団も法案に反対の声明を出しました。

全国センター第1回四役会議は、解説リーフレットを作ること、第2回理事会（4月27日 水）の午前中に第2次の国会行動を行うなどを決め、会員団体、個人会員のみなさんに以下のような行動を呼びかけることにしました。

過労死・過労自殺の裁判の勝利など私たちのたたかいで、一步一步勝ち取ってきた今日の労働者保護行政を後退させてはなりません。働くもののいのちと健康を守る私たちのとりくみは大きな岐路に立たされています。私たちのすべての力で、法改悪を阻止しましょう。

1. 全国センターでの宣伝物等の準備

解説リーフレットの作成

会員団体構成員、会員むけの「解説リーフレット」を作成する。「通信」配布部数は無料配布する。無料配布部数以上は、メールにて事前送付し注文を受け付ける。4月初旬の発行をめざす。

ピラ（清刷り）……メールにて送信、加盟組織等で印刷して活用していただく。

資料集……一連の資料、「検討会報告書」、「建議」、「法案」、見解や談話、抗議文、過労死認定数、労働時間数等の資料集をつくる。

2. 全国センターのとりくみ

国会行動

第1次の国会行動を3月16日に行う。衆・参両院の厚生労働委員に要請。（行動結果は全国センター通信・4月1日発行、70に掲載予定）

第2次の国会行動を第2回理事会時（4月27日）の午前中に行う。

このときは議員要請だけでなく、政党との懇談・要請、議員懇談会などを企画する。

厚労省交渉

3月16日の国会行動時に行動時に厚労省から「改正案」のレクチュアを受ける。第2次の厚労省交渉を、日程を検討し行う。

共同闘争、反対世論を広げる

多くの団体から反対の声を上げてもらうよう働きかけ、世論作りをはかる。労働組合（連合など）、民主団体、被災者・遺族（家族会など）、弁護士団体、医師団体、学会（産衛学会）などへの申し入れを検討し、進めていく。

学習会の講師の派遣を斡旋する。

3. 地方センター、各加盟団体中央組織のとりくみについて

各団体で議論いただき、反対決議など行い、以下のようにとりくみを進めて下さい。

学習・宣伝活動

1. 解説リーフの読み合い、話し合いをすすめてみましょう

2. 資料集なども活用し、学習会を開きましょう。

3. 清刷のピラ版下を印刷し、職場門前や地域・駅頭宣伝をすすめてみましょう

単組・職場の決議運動

1. 全国センター・全労連の議員要請書等をモデルに職場決議運動を広げましょう

2. 県の労働局や労働基準監督署への申し入れ行動をすすめてみましょう

3. 地元選出の国会議員への要請行動をすすめてみましょう

反対・拡充の共同

1. 連合労組や中立・単独労組への共同をひろげましょう

2. 医師会、弁護士会などへの共同をひろげましょう